

月刊 グローバル

2011. 10. 20発行
第179号
(初版1997. 01)

2011
11

Global

Information magazine

(編集発行)

さくらマネジメントグループ

税理士法人さくら総合会計 広報委員会

〒060-0054 北海道札幌市中央区南4条東4丁目2番地1
さくら総合会計ビル

[TEL] 011-271-1417 [FAX] 011-221-5948

[URL] <http://www.dao.or.jp>

CONTENTS

経営

売掛金の回収に漏れはありますか?

経営

実地棚卸の重要性

法務

暴力団排除と不当要求対応

労務

1年単位の變形労働時間制(3)

公益・社会福祉法人

寄附金税額控除

事業承継

経営承継に伴う事業承継税制

掲示板

「中小企業倒産防止共済」が拡充されます

今日の実務

■平成23年9月末決算法人の法人税及び消費税の申告期限：平成23年11月30日(水)



🍁 今月のことば 🍁

優れた者ほど間違いは多い。それだけ新しいことを試みるからである。・・・ピーター・ドラッカー（経営学者）

失敗を恐れずに、常に新たなことにチャレンジしていこう。何も問題が起らず、心配や不安がない状態であっても、更に成長するために次はどうするかを考えておこう。現状維持ではなく、向上することを意識しよう。

「ピーター・ドラッカーの名言」より

売掛金の回収に漏れはありませんか？

売掛金の回収を確実にすることは、経営資金の安定化のために重要なことであることは言うまでもありません。

長期に渡り未回収の状態の売掛金がないか、入ってくるべきものがなぜ回収にならないかをきちんと把握する必要があります。

1. 当社側のチェックポイント

売掛金が回収されていない場合、当社側に原因がある場合もあります。ここでご紹介している10のチェックポイントの中でチェックが付かない箇所があれば、今すぐ改善策を講じる必要があります。

- 社長自身が、「売掛金を必ず回収する」という**強い態度**で臨んでいますか。
- 売掛回収の責任者・責任部署で、**回収努力を継続的に実施**していますか。
- 得意先に注文書を発行してもらい、納品した際には、必ず**受領書などを受け取る**ようにしていますか。
- その売掛金がいつ販売したどの商品であるかなどを、**得意先ごとの売掛金管理台帳を作成し把握**していますか。
- 請求書の価格や数量**などに、間違いがないか確認していますか。
- 請求書を確実に発行し**送付**しましたか。
- 入金状況を常にチェック**していますか。
- 得意先からの**クレームには迅速に対応**し、解決しましたか。(右記、Case3参照)
- 集金に行く際には、**事前に連絡**して、用意してもらおう金額を伝えていますか。
- 集金予定日にきちんと訪問**していますか。



2. 得意先の状況の把握

売掛金の回収に遅れがある場合、得意先に何らかの問題がある可能性も考えられます。本誌では、よく見受けられる3つのケース及びそれに対する対応策をご紹介します。

Case1.現在の資金繰りは厳しいが、将来的に支払える見込みがある 

対応策

いつ回収が可能なのか、回収計画を立て、必要があれば回収となる根拠(例えば、得意先の入金予定日、資金調達予定日など)を得意先より示してもらいましょう。

Case2.資金繰りが厳しいため、一部の取引先へのみ支払っているようだが、他の取引先は後回しになっている 

対応策

催促を何度も行うことで、相手に強い回収の意思表示を行い、必要な場合には内容証明郵便で「支払わなければ法的手段をとる」と文章に加え、配達証明も付けて催促状を送付しましょう。

Case3.支払う能力は十分にあるが、理由があり支払いを拒んでいる 

対応策

支払拒絶されているケースの中には、自社では解決したと思っていたクレーム処理も、得意先ではそうは思っていなかったケースも考えられます。自社として何故そういった状況になったのか、今後どのように改善していくのかを速やかに社内で検討し、会社としての改善等の内容を相手に伝え、支払いを求めましょう。

会社の方針として売掛金は必ず回収するという強い意志・態度で臨むことが必要です。

監査部:西館 啓和

実地棚卸の重要性

商品や製品、原材料などの棚卸資産については定期的に実地棚卸を行い、数量・金額を把握します。なぜ、時間と費用をかけて実地棚卸をするのでしょうか。今回は実地棚卸の重要性について考えていきます。

1. 実地棚卸はなぜ重要なのか

商品などの棚卸資産は金額的に大きなものですが、その評価については残高証明の発行を受けることができる預金などとは違い、外部証拠との突合ができません。評価も企業自身により行われるため客観性が保証しにくく粉飾決算に利用されることもあり、税務調査でもしばしば問題となります。また、**実地棚卸の際に数量を誤って計上した場合には会社の利益が変わってしまい、税金はもちろん、経営計画にまで影響を与えること**になります。

2. 適正な実地棚卸を行う

- 棚卸原票の記入にはボールペンを用い**訂正は検印を押して原票はすべて回収(書き損じを含めて)**する。原票は必ず保管しておく。
- できれば**担当者を代えて**一度目の結果を見ずに二度行う。
- 業者への**預け品は、棚卸日の在庫証明等**を入手する。
- **棚卸当日の入出庫は別管理**し、対象か否かの区分を明確にする。

3. 実地棚卸のメリット

実地棚卸を行うと様々なことがわかります。

- 破損などで**不良品**となっているものがないかどうか。
- 長期間残っているもの（**滞留在庫**）がないかどうか。
- 実在庫と帳簿の**在庫数が一致**するかどうか。
一致しない場合には、単なる入力ミスか盗難・横流しがなかったかなど、原因を調査する必要があります。

4. 適正在庫

商品や原材料は必要な時に必要量を購入し販売（出荷）することが理想です。**商品在庫が多すぎるとキャッシュフローに影響を及ぼし、少なすぎると販売の機会を失い利益を喪失すること**になります。

適正な在庫量の計画は在庫を受け入れてから、それらが全て販売されるまでの期間を測る「**フォワードカバー（先を見越した在庫）**」をもとに行います。

フォワードカバー

1. 納入業者のリードタイム

次の在庫の納品までにかかる期間

2. 販売量の不安定さ

予想される販売量が不確かなほど、万一に備えて余分の在庫を持つ必要性が高くなる

3. 最小展示用在庫

小売業などでは展示用の商品が必要になる

4. 最小注文量

納入業者から最小注文量を課せられた場合、必要以上の在庫を抱える可能性がある

(例)小売業者A社のフォワードカバー

1. リードタイム 納品に必要な期間が 2週間	→	2週間分
2. 販売量の不安定さ 見込以上の販売による 在庫不足の防止	→	1週間分
3. 最小展示用在庫 店舗展示用商品	→	1週間分

この結果、A社では次の納期までの2週間分、予備の1週間分、展示用の1週間分、あわせて4週間分の売上をカバーする在庫をもつ計画が必要となる。

実地棚卸の情報を活かし、コスト削減やキャッシュフローに役立てましょう。

監査部:宮本 浩二

暴力団排除と不当要求対応

1. 暴力団排除の動き

芸能人やスポーツ界と暴力団の交際の報道が毎日のようになされ、多数の団体が暴力団の排除、絶縁を宣言しているのは御存じのとおりです。

暴力団の資金源を断って暴力団を撲滅するため、暴力団との関係を断ち、暴力団を社会から排除することは、今や社会のコンセンサスとなっています。

現在、暴力団員は証券会社に口座を開けませんし、銀行に預金することもできません。公営住宅に新規に暴力団を住まわせる自治体はありませんし、民間の借家契約でも、暴力団関係者と判明すれば契約を解除できる、いわゆる暴排条項が入っているケースが大半です。

2. 暴力団排除条例

全都道府県で暴力団を排除する条例が制定されており、北海道では平成23年4月から、新潟県では平成23年8月から施行されています。

条例では、事業者が暴力団を利用すること、暴力団員に利益を供与すること、暴力団事務所に使用されることを知りながら不動産を売買、賃貸することが禁止されています。違反行為に対する罰則はありませんが、違反行為の疑いがある場合等には公安委員会の調査がなされ、事業者に勧告がなされたり、調査や勧告に従わない事業者名が公表されたりします。

また、**条例では、取引相手が暴力団と判明したら直ちに契約を解消できる「暴排条項」を契約書に盛り込むことも求められています。**不動産売買においては、買主が買受不動産を暴力団事務所として使った場合には売主は売買契約を解除でき、代金全額を違約金及び違約罰として没収できる（不動産は取り戻せるが代金は返さなくてよい）契約条項の導入が推奨されています。

3. 事業者にとっての暴力団排除の意義

暴力団を排除することにより暴力団の資金源を断ち、社会から暴力団の不当な関与をなくするという社会的意義はもちろんですが、事業者自身にとっても暴力団排除は大きな意義があります。

暴力団を、頼りになる早くて安上がりな用心棒と考える向きもあるかもしれませんが、事を荒立てないよう、暴力団との関係をずるずる続けざるを得ないと諦める方もいるでしょう。

しかし、**暴力団と関係を持ち、暴力団を利用することは、中長期的には必ず高く付きます。そして、関係遮断が早ければ早いほど、関係遮断に伴うトラブルは小さくて済むのが一般的なのです。**

暴力団との関係を抱えた事業者は、警察や弁護士と相談の上、早期に関係遮断に踏み切ることが求められます。

4. 暴力団排除と不当要求対応

皆さんが業務の中で直面する不当要求行為は、暴力団関係者によるものとは限りません。

ただ、**暴力団を排除できない事業者は不当要求の餌食にもなりやすい**ようです。関係する暴力団によるマッチポンプ(※)の場合もあるでしょうし、暴力団と馴れ合っているというネット等での風評自体が不当要求を呼び寄せる要素となっていると思われます。

(※)「マッチポンプ」とは？

自分で起こしたもめごとを鎮めてやると関係者にもちかけて、金品を脅し取ったり利益を得たりすること。(三省堂「大辞林」より)

山本晋法律事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西14丁目1-13

北日本南大通ビル9階

【TEL】011-204-6125 【FAX】011-207-2560

1年単位の変形労働時間制(3)

先月、先々月と2号にわたり「1年単位の変形労働時間制」について確認しました。今月も引き続き「1年単位の変形労働時間制」について確認していきます。今月は、「割増賃金の支払い」「途中採用者・途中退職者の取り扱い」についてみていきます。

1. 割増賃金の支払い

「1年単位の変形労働時間制」を利用しているても当然に法定労働時間を超えた場合には、超えた時間について時間外として割増賃金を支払うことが必要となり、次の時間が割増賃金の対象となってきます。

① 1日について、労使協定により8時間を超える労働時間が定められた日は、定めた時間を超えて労働した時間。それ以外の日は8時間を超えて労働させた時間。

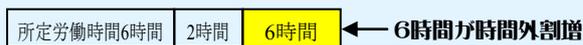
A: 1日の所定労働時間が10時間の場合

→10時間を超えた時間



B: 1日の所定労働時間が6時間の場合

→8時間を超えた時間



② 1週間について、労使協定により40時間を超える労働時間が定められた週はその時間を超えて労働した時間。それ以外の週は40時間を超えて労働させた時間（①で時間外労働となる時間を除く）。

C: 1週の所定労働時間が50時間の場合

→50時間を超えた時間で、1日の場合の時間外労働を除いた時間

D: 1週の所定労働時間が30時間の場合

→40時間を超えた時間で、1日の場合の時間外労働を除いた時間

③ 全変形労働期間について、変形期間における法定総労働時間の総枠を超えて労働させた時間（①および②で時間外労働となる時間を除く）。

時間外労働を行った場合、①→②→③の順番に割増賃金となるか確認することになります。

そのため、①で割増賃金の対象とならなくても②、③で確認した時に割増賃金の対象となったり、①、②で割増賃金の対象とならなくても③で確認した時に割増賃金の対象となることがあります。

2. 途中採用者・途中退職者等の取り扱い

対象期間の途中に採用されたり、退職する労働者に対しても、1年単位の変形労働時間制は適用されます。そのような対象期間よりも労働させた期間が短い労働者については、労働させた期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えた場合には、その超えた時間の労働について、割増賃金の支払いが必要となります。なお、割増賃金の精算を行う時期は、途中採用者の場合は対象期間が終了した時点、途中退職者は、退職した時点となります。その他には転勤などの対象期間の異動についても清算が必要となります。

<計算式>

割増賃金を支払う時間

= 実労働期間における実労働時間

- 実労働期間における法定労働時間の総枠(※)

(※)[(実労働期間の暦日数÷7)×40時間]

3. まとめ

「1年単位の変形労働時間制」は、8月号で紹介した「1ヶ月単位の変形労働時間制」と比較すると定める事項が多くなっており、それほど複雑なものです。しかし、変形労働時間制を採用しないと、例えば、繁閑の差が大きい会社では1年間の総労働時間が無意味に増えてしまい余計な時間外労働が発生します。

週休2日となっていない会社の場合は、所定労働時間の総枠の上限を超えない範囲で労働者に勤務していただけるので、利用することはとても有意義なことです。ルールを守ってよりよい会社づくりに役立ててほしいものです。

労務部: 横浜 昭浩

寄附金税額控除

平成23年度税制改正により、一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人・社会福祉法人に個人が寄附をした場合に、現行の所得控除制度と今回新たに加わった税額控除制度の選択適用ができることとなりました。この税額控除制度では、小口寄附者の減税効果が高まるため、対象法人になった旨のアピールを対外的に行うことで寄附金収入のより一層の拡大が見込める可能性があります。

1. 寄附金控除制度の概要

従来の制度

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{納付税額} \\ \hline \end{array}$$

新たに追加された制度(平成23年分より適用)

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{納付税額} \\ \hline \end{array}$$

【※】税額控除額＝

〔税額控除対象寄附金－2,000円〕×40%

- ◆ 税額控除対象寄附金の上限は、**総所得金額等の40%相当額まで**となります。
- ◆ 税額控除額の上限は、**所得税額の25%まで**となります。

【納付税額の計算例】

課税所得300万円、所得税率10%の個人が、公益法人に5万円の寄附を行った場合

<従来の制度を利用>

$$\{300\text{万円} - (5\text{万円} - 2,000\text{円})\} \times 10\% \\ = 295,200\text{円}$$

<新たに追加された制度を利用>

$$300\text{万円} \times 10\% - (5\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% \\ = 280,800\text{円}$$



この場合、新たに追加された制度を利用すると、従来の制度を利用した場合に比べ、所得税の納税額が約1万4千円少なくなります。

2. 対象となる法人は？

この税額控除の対象法人(公益社団法人・公益財団法人・社会福祉法人)となるためには、過去5年(特例2年:平成23年1月1日～25年12月31日の間に申請する場合は、過去2事業年度の実績で可)の実績判定期間において、以下の2要件のいずれかを満たし、行政庁へ申請書類の提出、証明を受ける必要があります。

- 要件1: 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること
- 要件2: 経常収入金額に占める寄附金収入の割合が、5分の1以上であること

3. 寄附を受ける側の留意事項

- 2要件のいずれかに該当するか否かの検討。
 - 2要件のいずれかに該当する場合、申請書を作成し行政庁へ提出する。
 - 平成23年以内に税額控除に係る証明を受けた場合、本年1月1日以降の個人からの寄附が対象となる。そのため、本年1月1日以降の寄附者へ証明書写しを交付する(証明日より前の寄附者には証明書写しを追送する)。
 - 控除対象法人となったことについて広報誌やHPでの公表に努めること(選択適用できることのメリットも併せてアピールすることも有用です)。
 - 一定の書類の作成、開示義務。
- *行政庁から発行された証明書は5年間で有効となります。

4. 寄附をする側(個人)の留意事項

- 寄附をしようとする法人が税額控除の対象となっているか否かの確認をする。
- 税額控除対象法人に寄附をして確定申告をする際、所得控除・税額控除のどちらが有利かの判定をする。

今回は所得税を中心にご紹介いたしました。住民税につきましては寄附先の公益法人等が、都道府県・市町村の指定を受けているか否かで取扱いが異なります。詳細は公益・社会福祉法人部までお問い合わせください。

公益・社会福祉法人部: 斉藤 輝彦

経営承継に伴う「事業継承税制」について

平成23年5月号から前号まで、経営承継法に関する三本柱のうち「遺留分の民法特例」「金融支援措置」について、その概要を説明致しました。本号からは、最後の一つである「事業承継税制」についてご説明致します。

1. 背景

経営承継法における事業承継税制は、経営承継を行う際に、上場していない会社の株式に係る相続税と贈与税の納税が猶予される制度です。

非上場会社の経営承継においては、経営の承継とともに財産の承継が必須事項となります。ここでいう財産とは、事業に関連する資産や自社株式をいいます。自社株式は、いわば経営者の行ってきた経営の結果そのものであり、優良な会社であるほど株価が跳ね上がる傾向にあります。その結果として相続税負担が大きくなり経営承継が困難になる現状にあります。

そこで、自社株式の承継に係る相続税や贈与税の負担を軽減して経営を承継しやすくするという趣旨で新しい事業承継税制が創設されました。

2. 制度概要

非上場会社等の後継者が相続する自社株式について(※)、相続税についてはその課税価格の80%相当を後継者が死亡するまで猶予し、また、贈与税については贈与者(経営者)が死亡するまで猶予するという制度です。この制度の適用にあたっては、次の要件を満たす必要があります。

(※)発行済み議決権株式数の3分の2まで

(1) 対象会社の要件

① 中小企業であること(中小企業基本法による)。主なものは以下の通りです。

I. 製造業その他

資本金3億円以下又は従業員数300人以下

II. 卸売業

資本金1億円以下又は従業員数100人以下

III. 小売業

資本金5千万円以下又は従業員数50人以下

IV. サービス業

資本金5千万円以下または従業員数100人以下

V. ソフトウェア業

資本金3億円以下または従業員数300人以下

② 非上場会社であること。

③ 資産管理会社に該当しないこと。

資産管理会社は「資産保有型会社」や「資産運用型会社」をいい、具体的には有価証券、不動産、現預金等の合計額の割合が総資産の70%以上の会社をいいます。これは、資産管理会社を利用した租税回避を防止する観点から適用範囲から外されています。

(2) 先代経営者に関する要件

(3) 後継者に関する要件

(4) 事業継続に関する要件

(2)~(4)の要件に関しては、次号でご説明致します。

3. 注意すべき点

注意を要するのはあくまで、相続税あるいは贈与税ともに「**猶予**」である点です。では、いつまで猶予されるのかといえば、「①納税しなければならない場合」及び「②免除される場合」に分けられますが、詳細は次号でご紹介いたします。

次号は「事業承継に係る相続税の納税猶予制度」についてその詳細をお話し致します。



株式会社 さくら総合M&Aセンター-小野 徹

「中小企業倒産防止共済」が拡充されます

「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が、平成23年9月13日に閣議決定され、平成23年10月1日から施行となりました。

(1) 中小企業倒産防止共済制度とは

取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。

具体的には、取引先が倒産した場合に

- ① 納付された掛金の10倍
- ② 回収困難となった売掛債権の額

のいずれか少ない額の範囲内において、無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付を行い、取引先の倒産による連鎖倒産を防止する制度です。

(2) 制度の特徴とメリット

1. 節税につながります！

これまで年間掛金が最大96万円でしたが、今回の改正により最大240万円まで可能になり、**全額経費**になるため節税にもつながります。

2. 貸付を受けることができます！

掛金を納め始めてから6カ月を経過するとその掛金総額の10倍の貸付を受けることができます。

3. 100%の解約手当金が受け取れます！

12カ月以上の掛金払込で解約手当金が支払われ、納付月数40カ月になると自社都合でも100%の解約手当金が受け取ることができます。

(3) 今回の改正事項の概要

I. 貸付限度額等の引き上げ

	現行	10月1日以降
貸付限度額	3,200万円	8,000万円
掛金総額の上限	320万円	800万円
掛金月額	5千円～8万円	5千円～20万円

(注) 23年10月以降に掛金総額が320万円に到達した場合は、掛金の積立ては停止にならず継続します。積立ての継続を希望されない場合は、「掛止め」のお手続きが必要です。

II. 償還期間の延長

	貸付額	償還期間
改正前	(貸付額に関係なく)	一律5年
改正後	5,000万円未満	5年
	5,000万円以上 6,500万円未満	6年
	6,500万円以上 8,000万円未満	7年

III. 早期償還手当金制度の創設

貸付金を繰り上げて償還し、一定の条件(*)を満たしている場合に、手当金が支給されることになりました。

【手当金の具体例】

共済金：5,000万円、償還期間6年の貸付を受けた場合

2年後に全額繰上償還を実施

(4年間の前倒償還)

早期償還手当金：80万円

(*) 手当金受け取りの条件

- ① 約定完済日より12カ月以上早く完済していること。
- ② 完済日において共済契約を解約(脱退)していないこと。
- ③ 共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと。

今回ご紹介いたしました「中小企業倒産防止共済」の申し込み及び増額手続きは、当事務所でも取り扱っております。

共済の詳細等はお気軽に監査担当者までお問い合わせください。

監査部：若月 真人

【さくらマネジメントグループ】

税理士法人 さくら総合会計
株式会社 さくら総合M&Aセンター
労働保険事務組合道央労務管理協会
庵原宏章行政書士事務所
株式会社 道央医療コンサル

株式会社 パワーコンサル
札幌ビジネスエージェント
株式会社 エスエムシー
道央情報サービス協同組合
エス・バイ・エス事業協同組合